

週休２日制現場の試行要領

（目的）

第１条 建設業が取り組む「週休２日の定着」を支援するため、受注企業の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者等」という。）を週に２日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休２日制現場」の試行にあたり必要な事項を定める。

（対象工事）

第２条 週休２日制現場の実施は、発注者が選定する案件を対象とする。

（週休２日制の定義）

第３条 対象期間※^１中、週に２日間、工事現場を閉所※^３とする。この閉所日は原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、工事工程表作成時（当初）であれば、受注者の希望により、日曜日及び任意の曜日を設定することもできるものとする。

- ２ 受注者は、第１項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、元請業者及び下請業者の当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とする。
- ３ 取組状況は現場閉所率により確認するものとし、現場閉所率は、（週休２日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出する。
- ４ 前項で算出した現場閉所率が１００％（４週÷４週/月）にて達成とする。

※１ 対象期間とは、工事着手日※^２から完成期日までの期間から、工場製作のみを実施している期間及び工事全体の一時中止、年末年始休暇、夏期休暇を除いた期間とする。

※２ 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む）の初日をいう。
（建設工事必携参照）

※３ 現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（実施対象工事の発注方法）

第４条 週休２日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」、「受注者希望型」のいずれかの方法による。

（１）発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休２日制現場を行うことを指定する工事をいう。

（ア）実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休２日制現場（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「週休２日制現場（発注者指定型）」の実施対象工事である。「週休２日制現場の試行要領」に基づき工事を実施すること。

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

(ア) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「週休2日制現場（受注者希望型）」の実施対象工事であるため、「週休2日制現場の試行要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。

(実施方法)

- 第5条 週休2日制現場の受注者は、工事着手日までに、速やかに発注者（監督員等）とともに、次項の条件を満たす工事工程表を作成すること。なお、受注者希望型の受注者は、工事着手までに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこと。
- 2 工事工程表の作成に当たっては、受注者の設計照査時間や材料手配に必要な期間も計上するほか、発注者の作業期間（段階確認及び関係者との調整期間、設計変更作業期間 等）も計上すること。
 - 3 発注者は、第1項の工事工程表の作成により、工期内に工事を完成することができないと判断された場合は、建設工事請負契約約款の規定により工期を変更する。
 - 4 荒天（降雨、降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含める。その場合、発注者との協議により、現場閉所日を振替えることができるものとする。
 - 5 災害応急業務で、他の現場にやむを得ず出勤を行った場合でも、当該現場が閉所されていれば、「休日扱い」にするものとする。
 - 6 緊急対応による作業を行った場合は、原則、2時間未満の作業の場合は「休日扱い」とし、2時間以上の作業の場合は「出勤扱い」とする。ただし、緊急対応後、速やかに発注者と協議の上、完成期日までに振替休日を設定し、工事打合せ書により工事工程表（変更）を添付し、速やかに監督員へ提出し、承認を得ること。なお、協議した振替休日の変更は認めないこととし、計画通り取得した場合は「休日扱い」として認める。
 - 7 受注者は、対象期間中、地元条件等のやむを得ない理由で現場閉所と定めた日に作業を行う場合は、事前に発注者に協議の上、完成期日までに振替休日を取得することとし、工事打合せ書により、その理由と工事工程表（変更）を提出し承認を得ること。なお、協議した振替休日の変更は認めないこととし、計画通り取得した場合は「休日扱い」として認める。
 - 8 受注者は、第1項及び第2項の取組を行った場合は、精算（設計変更）時に、その状況について、次の各号に掲げる書類を提示し、発注者の確認を受けること。なお、この確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
- (2) 企業の休日がわかる書類（就業規則等）

（技術者等の他工事との兼務について）

第6条 週休2日制現場の技術者等について、他工事との兼務により週休2日が確保できない場合は兼務を認めない。

（周辺住民への周知）

第7条 受注者は、対象期間中、別図1「掲示板参考図」を参考にして週休2日制現場であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすいところに設置する（A3版程度）。なお、この設置に係る経費は、共通仮設費率に含むものとする。

（間接工事費率等の補正）

第8条 建設業が取り組む「週休2日の定着」を目指し、週休2日制現場に取り組しやすい環境を整えるため、週休2日の達成状況に応じ、補正計数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率（以下、「間接工事費率等」という。）に乘じるものとする。なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない土木工事標準単価については、補正の対象としない。

（1）発注方法に応じ、次のとおり間接工事費率等の補正を行うこととする。

（ア）発注者指定型

- ① 予定価格の算出は、週休2日制現場が達成できることを前提とした間接工事費率等に行う。
- ② 週休2日制現場が達成できなかった場合は、精算（設計変更）時に間接工事費率等の補正を行う。

（イ）受注者希望型

- ① 予定価格の算出は、通常の積算体系で行う。
- ② 受注者より「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出があった場合は、達成できることを前提に速やかに間接工事費率等の補正を行う。
- ③ 週休2日制現場が達成できなかった場合は、精算（設計変更）時に間接工事費率等の補正を行う。

（2）間接工事費率等に、（ア）のとおり補正係数を乗じることとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価については（イ）、（ウ）により補正する。

（ア）対象期間中、週休2日制現場を達成できた場合

【労 務 費】 1. 0 4

【機械経費（賃料）】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 3

【現場管理費率】 1. 0 5

（見積参考資料には「週休2日制補正 有り」と表示される。）

(イ) 市場単価

名 称	区 分	週休 2 日制現場を 達成できた場合
鉄筋工		1. 04
ガス圧接工		1. 03
インターロッキングブロック工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 04
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 02
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 03
道路付属物設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03
道路植栽工	植樹	1. 04
	剪定	1. 04
公園植栽工		1. 04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1. 02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1. 04
橋面防水工		1. 01
薄層カラー舗装工		1. 01
グルーピング工		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 01

(ウ) 土木工事単価

名 称	区 分	週休 2 日制現場を 達成できた場合
区画線工		1. 04
高視認性区画線工		1. 04
橋梁塗装工		1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 03
	人力	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 04
排水構造物工		1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 04
	高所作業車	1. 04
防草シート設置工		1. 03
紫外線硬化型 FPR シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 02
	高所作業車	1. 01
塗膜除去工		1. 04
バキュームブラスト工		1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 01
	撤去	1. 04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 04
機械式継手工		1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1. 03

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制現場の取組を工事成績評定において評価する。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

附 則

この要領は令和5年9月1日から適用する。

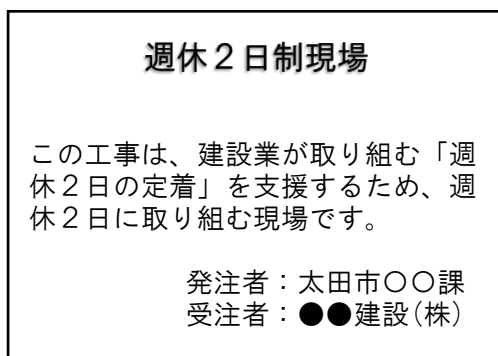
附 則

この要領は令和6年1月22日から適用する。

附 則

この要領は令和6年6月18日から適用する。ただし、適用日以前に契約（仮契約も含む）を締結した案件にかかる間接工事費率等の補正については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別図1)



【掲示板参考図】

公衆の見やすいところに設置すること
大きさ：A3版程度